

**第8期埼玉県高齢者支援計画（第8期介護保険事業支援計画）に基づく
令和5年度特定施設入居者生活介護[混合型]の事前相談における
設置計画の選定基準について**

第8期埼玉県高齢者支援計画（第8期介護保険事業支援計画）に基づく令和5年度特定施設入居者生活介護[混合型]の事前相談における設置計画の選定基準は次のとおりとする。

1 選定の前提条件

(1) 「埼玉県有料老人ホーム設置運営指導指針」（以下「指導指針」という。）、「介護保険法施行条例」及び同条例県独自基準等、各施設の設置関係基準に適合した計画であること。

※相談書の受理後、各設置関係基準等を満たさないことが判明した場合は、市町村意見にかかわらず、当該施設の計画は選定しない。

また、開発行為や農地転用等、別途必要な手続きがある場合は必ず関係機関に相談の上、当該施設の設置計画に支障がないか確認すること。

(2) 直近の指導監査や立入検査等で、本公募において考慮すべき事項（介護サービスに関すること等施設の運営に係る範囲）について、重大な指導事項等を受け、改善がなされていない施設を運営する法人でないこと。

※計画の提出があった場合には、下記①から③のとおり扱う。

①直近1年以内に、本公募において考慮すべき事項について刑事裁判等で有罪判決が下された又は指定取消し等の処分を受けた施設を運営する法人が提出した計画については、公募終了日時点の改善状況等を勘案し個別に対応する。

②本公募において考慮すべき事項に関する監査や裁判等が継続している法人について、選定結果公表の日までに処分等が確定しない場合は、当該監査等が終了するまで、選定結果公表の日から6か月を期限として選定を保留する。6か月を経ても解消されない場合、原則選定しない。

③上記①②には該当しないが、直近1年以内の指導監査等において重大な指導事項等を受けた施設を運営している法人が提出した計画については、市町村意見が「支障なし」の計画のみ選定する。

(3) 協力医療機関の選定に当たっては、地元の医師会（医療機関）と十分に調整を行うこと。

2 選定方法

次の(1)から(4)により優先順位を決定し、協議予定数に近似する数

まで順に選定する。なお、県の計画の予定上、協議予定数に残数があっても選定しない場合がある。

(1) 設置予定地の市町村の意見

県は募集期間終了後、設置予定地の市町村に対し意見照会を行う。

① 設置予定地の市町村の意見が「支障なし」の設置計画

介護保険施設等の整備率にかかわらず優先的に決定する。

ただし、「支障なし」の計画が複数市町村となり競合した場合は、(2)の方法により圏域内の優先順位を決定し、選定する。

② 設置予定地の市町村の意見が「支障あり」の設置計画

「支障なし」の計画が老人福祉圏域内にない場合、又は「支障なし」の計画を選定した後も協議予定数に残数がある場合は、市町村意見に記載されている「支障あり」とする理由を個別に精査し、設置にかかる支障が少ないと見込まれる計画の中で(2)の方法により圏域内の優先順位を決定し、選定する。

(2) 介護保険施設等の整備率

上記(1)によっても競合する場合、各市町村における介護保険施設等の整備率や選定年度の特設施設サービス見込み量等を勘案し、選定する。ただし、圏域内の市町村の今年度選定における整備数が均衡を失しないよう考慮する。

なお、同一市町村内に複数設置計画があり競合する場合は、(3)の方法により同一市町村内の優先順位を決定し、選定する。

(3) 同一市町村内における優先順位

次の項目に関し、設置計画ごとに点数評価する。

① 決算の状況

直近3期の決算が経常利益(黒字)となっている事業者の方がより望ましいものと判断し、評価する。

② 介護職員等の育成状況

介護職員等の育成に取り組み、埼玉県介護人材採用・育成事業者の認証を受けた事業所を運営する法人については、評価する。

なお、埼玉県内に初めて施設を設置しようとする法人にあつては、県外の事業所が設置先の自治体から同種の認証を受けている場合、同様に評価する。

③ 指導指針等への適合等の状況

既存建築物等の活用の場合等の特例を適用する設置計画において、居室面積又は廊下幅員が不足している場合は、減点評価する。

④ 土地の所有状況

＜土地の所有者について＞

土地を自己所有している計画及び賃貸借契約等を締結している設置計画の方がより進捗が見込めるものと判断し、評価する。

＜土地にかかる抵当権等について＞

計画地に有料老人ホーム等の事業以外の目的による抵当権など、有料老人ホーム等の事業としての利用を制限する恐れのある権利が設定されている場合は、減点評価する。

⑤ 災害時の危険性

計画地がハザードマップ上で浸水想定区域等に該当する場合は、減点評価する。

⑥ 過年度計画の状況

＜取り下げについて＞

直近3年以内に特定施設入居者生活介護の選定を受けた計画の取り下げを行っている法人については、減点評価する。

＜譲渡について＞

提出法人が運営していた特定施設入居者生活介護事業所について、直近3年以内に事業譲渡（吸収合併等を除く）を行っている場合は、減点評価する。

⑦ 上記①から⑥の合計得点が同点の場合

財務状況等について、より厳密に比較評価を行い、選定する。

(4) 同一圏域において同一事業者の計画が2以上ある場合の取扱い

同一圏域で同一事業者の計画の選定が2か所目以上となる場合は、競合する他の事業者の計画を優先するものとする。